第1 実施体制に関する資料

- 1 秋田市の連絡先に関する資料
- (1)秋田市連絡先等一覧

(2) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C) (C	1			
部局名	課所室名	所在地	電話番号	FAX番号
総務部	総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5423	888-5424
	秘書課	秋田市山王一丁目1-1	888-5425	888-5426
	文書法制課	秋田市山王一丁目1-1	888-5427	863-7284
	人事課	秋田市山王一丁目1-1	888-5429	888-5430
	防災安全対策課	秋田市山王一丁目1-1	888-5434	888-5435
	契約課	秋田市山王一丁目1-1	888-5436	888-5437
	財産管理活用課	秋田市山王一丁目1-1	888-5439	888-5440
	工事検査室	秋田市山王一丁目1-1	888-5441	888-5440
	新庁舎建設室	秋田市山王一丁目1-1	888-5446	888-5447
企画財政部	企画調整課	秋田市山王一丁目1-1	888-5462	888-5463
	財政課	秋田市山王一丁目1-1	888-5466	888-5467
	情報統計課	秋田市山王一丁目1-1	888-5468	888-5469
	広報広聴課	秋田市山王一丁目1-1	888-5471	888-5472
	市民税課	秋田市山王一丁目1-1	888-5473	888-5474
	資産税課	秋田市山王一丁目1-1	888-5477	888-5478
	納税課	秋田市山王一丁目1-1	888-5481	888-5482
	特別滯納整理課	秋田市山王一丁目1-1	888-5484	888-5482
	地籍調査室	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	882-5181	882-3051
	古古古改武	東京都千代田区平河町二丁目4-1	03-3234-6871	03-3234-6873
	東京事務所	日本都市センター会館11階		
観光文化スポー	観光振興課	秋田市山王一丁目1-1	888-5602	888-5603
ツ部	文化振興課	秋田市山王一丁目1-1	888-5607	888-5608
	スポーツ振興課	秋田市山王一丁目1-1	888-5611	888-5612
	秋田市民交流プラザ	秋田市東通仲町4-1	887-5310	887-5311
	管理室	秋田拠点センターALVE内		
	大森山動物園	秋田県秋田市浜田字潟端1	828-5508	828-5509
		54		
市民生活部	生活総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5622	888-5623
	市民課	秋田市山王一丁目1-1	888-5626	888-5627
	国保年金課	秋田市山王一丁目1-1	888-5630	888-5631
	特定健診課	秋田市山王一丁目1-1	888-5636	888-5637
	後期高齢医療課	秋田市山王一丁目1-1	888-5638	888-5639
	西部市民サービスセ	秋田市新屋扇町13-34	888-8080	888-8081
	ンター			
	北部市民サービスセ	秋田市土崎港西五丁目3-1	845-2261	845-2265
	ンター			
	河辺市民サービスセ	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38-2	882-5221	882-3051
	ンター			
	I.	l .	I.	I .

部局名	課所室名	所在地	電話番号	FAX番
市民生活部		秋田市雄和妙法字上大部48-1	886-5511	886-2154
	ンター		000 0011	2101
	<u> </u>	秋田市御野場一町目5-1	838-1212	829-5312
	ンター			
	東部市民サービスセ	秋田市広面字釣瓶町13-3	853-1683	834-1829
	ンター			
	中央市民サービスセ	秋田市山王一丁目1-1	888-5640	888-5641
	ンター			
	岩見三内連絡所	秋田市河辺三内字外川原34-1	883-2111	881-2005
	大正寺連絡所	秋田市雄和新波字樋口62-2	887-2111	887-2113
	市民相談センター	秋田市山王一丁目1-1	888-5646	888-5647
	駅東サービスセンター	秋田市東通仲町4-1	887-5320	887-5321
		秋田拠点センターALVE内		
福祉保健部	福祉総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5657	888-5658
	障がい福祉課	秋田市山王一丁目1-1	888-5663	888-5664
	長寿福祉課	秋田市山王一丁目1-1	888-5666	888-5667
	保護第一課	秋田市山王一丁目1-1	888-5669	888-5671
	保護第二課	秋田市山王一丁目1-1	888-5670	888-5671
	介護保険課	秋田市山王一丁目1-1	888-5672	888-5673
	監査指導室	秋田市山王一丁目1-1	888-5676	888-5677
保健所	保健総務課	秋田市八橋南一丁目8-3	883-1170	883-1171
	保健予防課	秋田市八橋南一丁目8-3	883-1176	883-1173
	健康管理課	秋田市八橋南一丁目8-3	888-5670	883-1158
	衛生検査課	秋田市八橋南一丁目8-3	883-1181	883-1344
食肉衛生検査所	食肉衛生検査所	秋田市河辺神内字堂坂2-6		882-2126
子ども未来部	子ども総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5687	888-5693
	子ども育成課	秋田市山王一丁目1-1	888-5692	888-5693
	施設指導室	秋田市山王一丁目1-1	888-5695	888-5693
	子ども健康課	秋田市八橋南一丁目8-3	883-1172	883-1173
	子ども未来センター	秋田市東通仲町4-1	887-5340	887-5335
arm take lan		秋田拠点センターALVE内		
環境部	環境総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5702	888-5703
	環境都市推進課	秋田市山王一丁目1-1	888-5706	888-5707
	環境保全課	秋田市山王一丁目1-1	888-5711	888-5712
	廃棄物対策課	秋田市山王一丁目1-1	888-5713	888-5714
	総合環境センター	秋田市河辺豊成字虚空蔵	839-4816	839-2236
産業振興部	産業企画課	大台滝1-1 秋田市山王一丁目1-1	888-5722	888-5723
生未100円印	商工貿易振興課	秋田市山王一丁目1-1	888-5726	888-5727
	企業立地雇用課	秋田市山王一丁目1-1	888-5731	888-5732
	農業農村振興課	秋田市山王一丁目1-1	888-5735	888-5736
	農地森林整備課	秋田市山王一丁目1-1	888-5739	888-5736
		W H II H T _ 1 H I_I	000-9198	000-0100

部局名	課所室名	所在地	電話番号	FAX番号
中央卸売市場	市場管理室	秋田市外旭川字待合28	869-5222	869-5050
園芸振興センター	園芸振興センター	秋田市仁井田字小田島111-1	838-0278	838-0279
建設部	建設総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5747	888-5748
	道路建設課	秋田市山王一丁目1-1	888-5749	888-5748
	道路維持課	秋田市山王一丁目1-1	888-5751	888-5752
	公園課	秋田市山王一丁目1-1	888-5753	888-5754
	建築課	秋田市山王一丁目1-1	888-5756	888-5757
都市整備部	都市総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5762	888-5763
	都市計画課	秋田市山王一丁目1-1	888-5764	888-5763
	交通政策課	秋田市山王一丁目1-1	888-5766	888-5767
	建築指導課	秋田市山王一丁目1-1	888-5769	888-5763
	住宅整備課	秋田市山王一丁目1-1	888-5770	888-5771
	駅東地区土地区画整	秋田市手形字山崎44-3	834-2204	832-9931
	理工事事務所秋田			
会計	会計課	秋田市山王一丁目1-1	888-5776	888-5777
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	秋田市山王一丁目1-1	888-5786	888-5787
監査委員	監査委員事務局	秋田市山王一丁目1-1	888-5791	888-5792
教育委員会	総務課	秋田市山王一丁目1-1	888-5803	888-5804
	学事課	秋田市山王一丁目1-1	888-5806	888-5804
	学校教育課	秋田市山王一丁目1-1	888-5808	888-5804
	生涯学習室	秋田市山王一丁目1-1	888-5810	888-5811
消防本部	総務課	秋田市山王一丁目1-1	823-4000	823-9006
	警防課	秋田市山王一丁目1-1	823-4243	
	救急課	秋田市山王一丁目1-1	823-4019	
	予防課	秋田市山王一丁目1-1	823-4247	
	指令課	秋田市山王一丁目1-1	823-4265	823-7214
	秋田消防署	秋田市山王一丁目1-1	823-4100	823-4298
	土崎消防署	秋田市土崎港四丁目2-10	845-0285	845-0285
	城東消防署	秋田市東通六丁目16-16	832-3404	832-3404
	秋田南消防署	秋田市御野場二丁目15-5	839-9551	839-9551
上下水道局	総務課	秋田市川尻みよし町14-8	823-8434	824-7414
	お客様センター	秋田市川尻みよし町14-8	823-8431	865-3920
	給排水課	秋田市川尻みよし町14-8	823-8432	823-8438
	水道維持課	秋田市川尻みよし町14-8	823-8433	862-9050
	水道建設課	秋田市川尻みよし町14-8	823-8435	862-9060
	下水道整備課	秋田市川尻みよし町14-8	864-1455	864-1456
	浄水課	秋田市仁井田字新中島221-2	839-2211	839-2258
	下水道施設課	秋田市八橋本町六丁目12-15	864-1401	864-1416

2 大規模集客施設等に関する資料

(1)大規模集客施設等件数一覧

平成28年4月1日現在

幼稚園	小学校	中学校	高 校	特殊教育	大 学	病院	大規模小	観光文化
保育所				学校			売店舗	スポーツ
								施設
85	43	26	15	5	10	24	95	11

- ○学校には分校を含む。
- ○大規模小売店舗は、大規模小売店舗立地法による届出義務のある店舗(面積1,000㎡以上の店舗)
- ○観光・文化・スポーツ施設は、年間入込数10万人以上の施設。

3 医療体制に関する資料

(1) 消防本部が保有する救急自動車及び救急隊員数

平成28年4月1日現在

才	枚 急自動車数	女	救急隊員数				
						計のうち、	
計	高規格	普通型	計	専任	兼任	救急救命士数	
11	11	0	121	36	85	43	

4 自主防災組織に関する資料

(1) 自主防災組織の概況

平成28年4月1日現在

項	数	
組織数 (町内会数)	745	
組織されている地域の世帯数	98, 679	
資機材の配布状況	消火器 (中型・大型)	703
	バケツ	531
	ライト	1,065
	拡声器	526
	担架	214
	ワンタッチリヤカー	110
	防水シート	1, 838
	テント	145
	多機能蛍光灯ランタン	473
	救助工具	75
	医療セット (小・大)	221
	毛布	49

- 5 赤十字標章等の特殊標章等に関する資料
- (1) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン

平成17年8月2日 赤十字標章等、特殊標章等に係る事務の 運用に関する関係省庁連絡会議申合せ

1 目的

このガイドラインは、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。)第157条及び第158条に規定する事務を円滑に実施するため、武力攻撃事態等における赤十字標章等(国民保護法第157条第1項の特殊信号及び身分証明書並びに同条第2項の赤十字標章等をいう。以下同じ。)及び特殊標章等(国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。)の交付又は使用の許可(以下「交付等」という。)に関する基準、手続等を定めることを目的とする。

2 赤十字標章等の交付等に関する基準、手続等

- (1) 交付等の対象者
 - ・許可権者(指定行政機関の長及び都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市の長。2(1)(②(ウ)を除く。)に おいて同じ。)をいう。以下2において同じ。)は、次に定める区分に従い、赤十字標章等 の交付等を行うものとする。
 - ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
 - (7) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の長が所管する医療機関
 - (4) 避難住民等の救援の支援を行う当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)である医療関係者(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号)第18条の医療関係者をいう。以下2において同じ。)
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該指定行政機関の長が所管する医療機関である指定公共機関
 - (エ) (ア)から(ウ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等) を行う者
 - ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (7) 当該都道府県知事から国民保護法第85条第1項の医療の実施の要請、同条第2項の 医療の実施の指示等を受けて、当該都道府県知事の管理の下に避難住民等の救援を行う 医療機関及び医療関係者
 - (4) 当該都道府県知事から国民保護法第80条第1項の救援に必要な援助についての協力の要請等を受けて、当該都道府県知事の管理の下で行われる避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関及び医療関係者
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の当該都道府県知事が指定した医療機関である指定地 方公共機関
 - (エ) ①(ア)から(ウ)まで及び②(ア)から(ウ)までに定める対象者以外の当該都道府県(地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、指定都市。(2)(ア)において同じ。)において医療を行う医療機関及び医療関係者

(オ) (ア)から(エ)までに定める対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等) を行う者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・赤十字標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 指定行政機関又は都道府県の職員並びにこれらの者が行う医療のために使用される場所及び車両、船舶、航空機等(以下「場所等」という。)を識別させるための赤十字標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (4) 対象者の委託により医療に係る業務(捜索、収容、輸送等)を行う者(以下(4)において「受託者」という。)及び受託者が行う医療に係る業務を行う場所等を識別させるための赤十字標章等については、原則として当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
 - (ウ) (ア)及び(イ)に定める対象者以外の対象者並びに当該対象者が行う医療のために使用される場所等を識別させるための赤十字標章等については、当該対象者が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。)を行い、使用の許可を受けるものとする。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに白地に赤十字の標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく 方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される医療の内容 等に応じて定めるものとする。ただし、赤十字標章等の濫用を防止する必要があることを 踏まえ、武力攻撃事態等において医療等を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、 平時においては赤十字標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、赤十字標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した赤十字標章等の管理を行うものとする。
- ・赤十字標章等の交付等を受けた者は、赤十字標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に 汚損若しくは破損した場合には、赤十字標章等の再交付又は再許可を受けることができる ものとする。この場合において、汚損又は破損した赤十字標章等を返納しなければならな い。

(3) 赤十字標章等の様式等

① 赤十字等の標章

- ・我が国関係者については、すべて白地に赤十字の標章を使用するものとする。なお、白地に赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章については、外国から派遣された医療関係者等による使用を想定している。
- ・白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽の標章(以下(3)及び(7)において「赤十字等の標章」という。)は、状況に応じて適当な大きさとする。なお、赤十字、赤新月並びに赤のライオン及び太陽の形状のひな形は図1のとおりである。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤 (CMYK値: C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値: #FF0000) を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げるものではない。



- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から (特に空から)識別されることができるよう、可能な限り、平面若しくは旗に又は地形 に応じた他の適当な方法によって表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための赤十字等の標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯 し又は照明することができるものとすることが望ましい。
- ・赤十字等の標章の赤色の部分は、特に赤外線機器による識別を容易にするため、黒色の 下塗りの上に塗ることができるものとする。
- ・対象者を識別させるために赤十字等の標章を使用する際は、できる限り赤十字等の標章 を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 特殊信号

- ・対象者が使用することができる特殊信号は、発光信号、無線信号及び電子的な識別とす る。
- ・特殊信号の規格等については、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)(以下「第一追加議定書」という。) 附属書I第3章の規定によるものとする。

③ 身分証明書

- ・常時の医療関係者等の身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第 2 条の規定も踏まえ、 次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式 3 のとおりとする。
 - (ア) 赤十字等の標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (t) 所持者がいかなる資格において1949年8月12日のジュネーヴ諸条約(以下単に「ジュネーヴ諸条約」という。)及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、救援を行う △△(医療機関)の職員又は医療関係者、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (1) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、 有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行 う医療等の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合に あっては対象者である職員の在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することと する。
 - (f) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型(A)

BO式及びRh式)が記載されていること。

- ・臨時の医療関係者等の身分証明書については、原則として、常時の医療関係者等の身分 証明書と同様のものとする。ただし、常時の医療関係者等の身分証明書と同様の身分証 明書の交付等を受けることができない場合には、これらの者が臨時の医療関係者等とし て医療等を行っていることを証明し並びに医療等を行っている期間及び赤十字等の標章 を使用する権利を可能な限り記載する証明書であって、許可権者が署名するものを交付 等するものとする。この証明書には、所持者の氏名、生年月日及び当該医療関係者等が 行う医療等の内容を記載するとともに、所持者の署名を付するものとする。
- ・常時の医療関係者等及び臨時の医療関係者等の区別については、当該医療関係者等が行 う医療等の内容、その期間等を勘案し、許可権者が決定することとする。

(4) 赤十字標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、赤十字標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、当該赤十字標章等を他人に譲り渡し、又は貸与 してはならない。
 - (イ) 赤十字標章等の交付等を受けた者は、医療を行っていない場合には、赤十字標章等を 使用してはならない。
 - (ウ) 赤十字標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら医療のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。) についての訓練を実施するに当たって、赤十字標章等を使用するよう努めるものとする。
- ・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁、文部科学省等] は、地方公共団体等と協力 しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における赤十字標 章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発 に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における赤十字標章等の必要量を勘案した上で、 武力攻撃事態等において赤十字標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじ め必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものと する。
- ・国 [内閣官房、外務省、厚生労働省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られる よう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における赤十字等の標章の使用等

- ・平時においては、(5)に定める場合を除いて、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律 (昭和22年法律第159号。(7)において「赤十字標章法という。)の規定に基づき、日本赤十字社及び日本赤十字社の許可を受けた者に限って赤十字等の標章を使用することができるものとする。
- ・武力攻撃事熊等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(平成15年法律第79号)第9条第1項の対処基本方針が定められる前に日本赤十字社から赤十字等の標章の使用の許可を受けた者は、武力攻撃事態等においても、赤十字標章法第3条に規定する傷者又は病者の無料看護を引き続き行う場合に限り、改めて国民保護法に基づく交付等を受けることなく赤十字等の標章を使用することができるものとする。

3 特殊標章等の交付等に関する基準、手続等

- (1) 交付等の対象者
 - ・許可権者(国民保護法第158条第2項の指定行政機関長等をいう。以下3において同じ。) は、次に定める区分に従い、特殊標章等の交付等を行うものとする。なお、「国民保護措置 の実施に必要な援助について協力をする者」とは、国民保護法第70条第1項、第80条 第1項、第115条第1項及び第123条第1項に基づいて、許可権者が実施する国民保 護措置の実施に必要な援助について協力をする者等を指すものである。
 - ① 指定行政機関の長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該指定行政機関の職員(その管轄する指定地方行政機関の職員を含む。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該指定行政機関の長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該指定行政機関の長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該指定行政機関の長が所管する指定公共機関
 - ② 都道府県知事が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県の職員(③(ア)及び⑤(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (イ) 当該都道府県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該都道府県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - (エ) 当該都道府県知事が指定した指定地方公共機関
 - ③ 警視総監又は道府県警察本部長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該都道府県警察の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該警視総監又は道府県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該警視総監又は道府県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ④ 市町村長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該市町村の職員(当該市町村の消防団長及び消防団員を含み、⑤(ア)及び⑥(ア)に定める職員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該市町村長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該市町村長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑤ 消防長が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
 - (4) 当該消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
 - ⑥ 水防管理者が交付等を行う対象者
 - (ア) 当該水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行うもの
 - (4) 当該水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
 - (ウ) 当該水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(2) 交付等の手続、方法等

- ・特殊標章等の交付等は、次に定める区分に従い行うものとする。
 - (ア) 許可権者の所轄の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの及び当該国民保護措置に係る当該職員が行う職務のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (イ) 許可権者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者又は許可権者が実施する国民 保護措置の実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民措置に係るこれらの者 が行う業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等について は、原則として当該対象者が許可権者に対して交付の申請(申請書の様式の例は、別紙 の様式1のとおりとする。)を行い、許可権者が作成して交付するものとする。
 - (ウ) 指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置に係る業務を行う者 (当該指定公共機関又は指定地方公共機関の委託により国民保護措置に係る業務を行う 者を含む。) 又は当該指定公共機関若しくは指定地方公共機関が実施する国民保護措置の 実施に必要な援助について協力をする者及び当該国民保護措置に係るこれらの者が行う 業務又は協力のために使用される場所等を識別させるための特殊標章等については、指 定公共機関又は指定地方公共機関が自ら作成して許可権者に対して使用の許可の申請(申 請書の様式の例は、別紙の様式1のとおりとする。) を行い、使用の許可を受けるものと する。
- ・許可権者は、人命の救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができる。
- ・許可権者は、武力攻撃事態等において交付等を行う方法と平時において交付等をしておく 方法とのいずれを採用するか、対象者の種別、対象者が行うことが想定される国民保護措 置に係る職務、業務又は協力の内容等に応じて定めるものとする。ただし、特殊標章等の 濫用を防止する必要があることを踏まえ、武力攻撃事態等において国民保護措置に係る職 務、業務又は協力を行う蓋然性が少ないと考えられる者に対しては、平時においては特殊 標章等の交付等を行わないものとする。
- ・許可権者は、申請書の保管、特殊標章等の交付等をした者に関する台帳(当該台帳の様式 の例は、別紙の様式2のとおりとする。)の作成など交付等した特殊標章等の管理を行うも のとする。
- ・特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章等の再交付又は再許可を受けることができるものとする。この場合において、汚損又は破損した特殊標章等を返納しなければならない。

(3) 特殊標章等の様式等

特殊標章

- ・特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすものと する。なお、そのひな形は図2のとおりである。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、 オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- ・特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色(CMYK値: C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB値: #FFA500)を、青色の正三角形の部分については青色(CMYK値: C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB値: #0000FF)を目安とする。ただし、他のオレンジ色

「図2]



- ・場所等を識別させるための特殊標章は、できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう、可能な限り、平面又は旗に表示するものとする。
- ・場所等を識別させるための特殊標章は、夜間又は可視度が減少したときは、点灯し又は 照明することができるものとすることが望ましい。
- ・対象者を識別させるために特殊標章を使用する際は、できる限り特殊標章を帽子及び衣服に付けるものとする。

② 身分証明書

- ・身分証明書は、第一追加議定書附属書 I 第15条の規定も踏まえ、次の要件を満たす同一の形式のものとし、その様式は別紙の様式4のとおりとする。
 - (ア) 特殊標章を付し、かつ、ポケットに入る大きさのものであること。
 - (イ) できる限り耐久性のあるものであること。
 - (ウ) 日本語及び英語で書かれていること。
 - (エ) 氏名及び生年月日が記載されていること。
 - (t) 所持者がいかなる資格においてジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の保護を受ける権利を有するかが記載されていること。なお、所持者の資格については、○○省の職員、△△県の職員、指定地方公共機関である××の職員等と記載することとする。
 - (カ) 所持者の写真及び署名が付されていること。なお、写真の標準的な大きさは縦4センチメートル、横3センチメートルとするが、所持者の識別が可能であれば、これと異なる大きさの写真でも差し支えない。
 - (キ) 許可権者の印章(公印)が押され、及び当該許可権者の署名が付されていること。(いずれも印刷されたもので差し支えない。)
 - (1) 身分証明書の交付等の年月日及び有効期間の満了日が記載されていること。なお、有効期間については、武力攻撃事態等において交付等する場合にあっては対象者が行う国民保護措置に係る職務、業務又は協力の実施が必要と認められる期間等を勘案し、平時において交付等する場合にあっては対象者である職員の国民保護措置を担当する部局における在職予定期間等を勘案して、許可権者が決定することとする。
 - (ケ) 所持者の血液型が判明している場合には、身分証明書の裏面に所持者の血液型 (A B O 式及びR h 式) が記載されていること。

(4) 特殊標章等の使用に当たっての留意事項

- ・何人も、武力攻撃事態等において、特殊標章等をみだりに使用してはならないとされていることを踏まえ、以下のとおり取り扱うものとする。
 - (ア) 特殊標章等の交付等を受けた者は、当該特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与して はならない。
 - (イ) 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っていない場合には、特殊標章等を使用してはならない。
 - (ウ) 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民

保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(5) 訓練及び啓発

- ・許可権者及び対象者は、国民保護措置についての訓練を実施するに当たって、特殊標章等 を使用するよう努めるものとする。
- ・国〔内閣官房、外務省、消防庁、文部科学省等〕は、地方公共団体等と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における特殊標章等の使用の意義等について教育や学習の場などの様々な機会を通じて国民に対する啓発に努めるものとする。

(6) 体制の整備等

- ・許可権者は、本ガイドラインに基づき、必要に応じて具体的な運用に関する要綱を作成するものとする。なお、許可権者は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書並びに国民保護法の規定を踏まえ、それぞれの機関の実情に応じた取扱いを当該要綱で定めることができる。
- ・許可権者又は対象者は、武力攻撃事態等における特殊標章等の必要量を勘案した上で、武力攻撃事態等において特殊標章等を速やかに交付等し、又は使用できるようあらかじめ必要な準備を行うよう努めるものとする。
- ・国及び地方公共団体は、必要に応じて、職員の服制に関する規定の見直し等を行うものと する。
- ・国 [内閣官房、外務省、消防庁] は、許可権者の間で運用の統一が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(7) 平時における特殊標章の使用

・平時におけるいたずらな使用が武力攻撃事態等における混乱をもたらすおそれがあること にかんがみ、平時における特殊標章の使用については、(5)に定める場合を除いて使用しな いこととする。 [様式 1] (別紙)

赤十字 交 付 標章等に係る

特 殊 使用許可

平成 年 月 日

申請書

(許可権者) 様

私は、国民保護法第157条又は第158条の規定に基づき、赤十字標章等又は特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名:(漢字)	生年	月日(西暦)
(ローマ字)		
申請者の連絡先 住 所:〒		
		写 真
電話番号:		縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
E-mail :		
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載身 長: cm 眼の色:		
頭髪の色: 血液型:	(R)	n 因子)
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	及び使	用する標章の数等
(許可権者使用欄) 資 格:		
証明書番号: 交付等の年月日	:	
有効期間の満了日:		
返納日:		

[様式2]

赤十字標章等/特殊標章等の交付/使用許可をした者に関する台帳

444	2007/6/18 所属:国民保護課	G	E 7		S 70		80 DA			V 30			G 75
医椭圆	81/9/2002		10 00		10 13		6			80 0		0 :	(i) (i)
標章の使用	帽子、衣服用×1												
その他の特徴等		31		8	4		20 20 20 20	57 Y			57 Y		
が	O(F8+)												
30%	Ħ			8							,		
#0#	枨												
身長	173			i.				-	25	21 - 52	2		6 - 5
有效整備の著り日	2007/6/18		10 11							80 0		0 :	i
交付等 の年月日	2005/6/18								ž,				
資格	1975/6/18 〇〇県の雑員												
生年月日	81/9/5/61												
氏名(ローマ牛)	Hogo Kokumin												
氏名(漢字)	蘇掛 宮園												
是明春 春号	(EE99)	. 64	n	8	8	8 -				8 8			K 6

[様式3]

表面

(この証明書を交付等						
する許可権者の名を記						
載するための余白)						
身分証明書						
IDENTITY CARD						
常時の						
自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の						
PERMANENT						
for civilian medical personnel TEMPORARY						
氏名/Name						
##F B D 70 (C) 14						
生年月日/Date of birth						
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8 月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する 追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August						
1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as						
Commets (11000col 1) in his capacity as						
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority						
有効期間の満了日/Date of expiry						

裏面

身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair					
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type								
	所特者の写真 /PHOTO OF HOLDER							
印章/Stamp		所持者の剝	聲名/Signature of holder					

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

[様式4]

表面

(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白) 身分証明書					
IDENTITY CARD					
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel					
氏名/Name					
生年月日/Date of birth					
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書 (議定書 I) によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as					
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority					
有効期間の満了日/Date of expiry					

裏面

身長/Height	眼の色/Ey	es	頭髪の色/Hair				
その他の特徴又は情報/0	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:						
血液型Blood type							
		者の写真 OF HOLDER					
印章/Stamp		所持者の署	學名/Signature of holder				

(日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル))